



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	総合討論
Description	2013年度秋季大会シンポジウム共通論題「TPP ・成長戦略と北海道農業」
Citation	フロンティア農業経済研究, 19(2), 30-43
Issue Date	2016-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66112
Type	journal article
File Information	19-2-5_sogotoron.pdf



総合討論

市川：

それでは、総合討論に入っていきたいと思います。

フロアからの質問を中心に議論を進めていきたいと思っております。

順不同になるかもしれませんが、中原先生から出されています小糸先生の報告に対することから始めます。

中原：

農産物輸出は、ヘクシャー・オリーン命題から考えて、日本農業の輸出産業化には無理があるのではないかと。ニッチ分野でしょうか、デンマーク、オランダは乳製品、畜産品が量的支配力を世界市場で持っているの、日本はそれら諸国に類似させるのにも困難があるように思います。これは、小糸先生に質問します。

小糸：

ご質問をどうもありがとうございます。

デンマークと言ったら、逆に中原先生が一番ご存じではないかと思うわけです。ヘクシャー・オリーンの命題で考えるとそういうことですが、ヘクシャー・オリーンの命題で要素賦存量という議論もちろん、それが産業間貿易で、産業と産業の中での議論でございます。一方で、産業内貿易の議論は、製品の差別化と規模の経済ということで、確かに規模の経済が働かなければいけないのですが、消費の多様性と規模の経済が両立できるという産業内貿易の議論とちょっと話が違う部分がございます。そういう意味では、ブランド化したものとか、品質の大きく違うもの

に対してどうやって多様にしてコストを下げているか、流通させることによって流通コストを下げているかというところに問題があるのかと思います。

そうした中で、多少なりとも輸出ということが可能性として議論できるという意味で、日本の農業の全部が全部輸出は無理がありますと言われると、輸出ができないということも言えないかなという程度です。完全に輸出産業化という話には難しいと思うのですが、こういうところである程度は説明できるのかなと思います。

そういう意味で、デンマークは一緒でないと言われると、それはわかりませんが、多少なりとも、産業間貿易という考え方が、産業の中で水平的な、つまり部品と製品という関係ではなくて、製品が違う、異質だというものの中で議論するということでは、ヘクシャー・オリーンの考え方なくても議論ができると思います。

コメントになっているかまいわからないのですが、答えとさせていただきます。

市川：

中原先生、よろしいですか。

中原：

ご回答をどうもありがとうございました。

小糸さんは慎重に述べていらっしゃるんですけど、僕がいちゃもんつけているみたいなのですが、基本は、資源量、賦存量の多さ、少なさが一般的な相対的優位性で貿易作用として出てくるといふ厳然とした事実があるので、そこを踏まえないと、日本農業に対して誤ったイメージが出てく

るのではないかと思います。逆に、北海道の場合は、付加価値を高めるという意味ではいろいろな仕掛があつていいだろうと思います。その一つの選択が輸出ということも取り得るかなということですよ。

小糸：

ありがとうございます。

もう一つ、資本が日本で賦存が多いと考えるならば、資本投入型農業ということも考えられるかなと思います。

市川：

ほかに、これに関して何かご意見はございますか。

なければ、あと2人から質問が出ておりますので、順次行きたいと思います。

酪農学園大学の荒木先生から、2点、清水池さんへの質問でございます。同じく、黒柳先生からも清水池先生に質問が出ております。

まず、荒木先生からの質問でございますけれども、海外乳製品の輸出能力をどのように考えているのか、また、日本への加工乳製品の増加による内外価格差の変化をどのように検討しているか。2点目は、飲用乳への輸入乳製品利用の影響をどのように考えているのかということでございます。

それから、黒柳先生からは、両方の先生にご意見を聞いていると思います。後で読ませていただきたいと思います。

最初に、清水池さんから考えているところを述べていただけますでしょうか。

清水池：

ご質問をありがとうございます。

二つご質問をいただいておりますが、二つ目に関しては、先ほど、小南さんからも同様のご指摘を

いただきましたので、こちらから答えさせていただきます。

飲用乳への輸入乳製品利用の還元乳も含めてのことだと思うのですが、これは私の報告で欠けていた部分で、ご指摘いただきまして、ありがたいと思っております。

こういう問題は、実際に生じると私も思います。特に、原乳の分野でどういうところに出てくるか考えられるかということ、一つは業務用利用という分野です。市場に1割弱ぐらいですけれども、そういうところがあります。あとは加工乳です。特に、最近では、牛乳ではないですけれども、安い牛乳という位置づけで加工乳の生産がふえておりますので、そういったところで消費者に低価格を打ち出すために海外乳製品を扱った安い牛乳ですね。こういったところに使われる可能性は高いと私も思います。

もう一つは、海外乳製品の輸出能力をどう考えているかです。きょうお配りしたシンポジウム資料の図表資料の2ページ目に、説明に使っていない表があるのですが、表6というものがあります。これは、バター、脱脂粉乳、チーズの国内生産量とニュージーランド、オーストラリア、アメリカの輸出量を単純に比較したものです。要するに、キカで対象になる国産生産量と輸出量ですが、これを見ると、それぞれの単独で見てもいいのですが、3カ国合計した数量の比で見ますと、13%、18%、7%ということです。これも私の解釈の違いかと思っております、もう一つの解釈は、これだけしか国内生産量のモデルの大きさが無いので、少しでも輸出量をふやせば国内生産量分はあつという間に埋められてしまうというふうに考えるべきなのか。もう一つは、日本向けの規格とか品質で対応すると考えると、こういううちまました量を相手にするより、中国とかの巨大市場を目指すのではないかと両方の解釈が考えられると思うのです。その辺で私の判断が

まだできておりません。

あと、内外価格差の問題です。これは、私がどう考えるか、既存のシナリオをどう考えるかということです。実際は、チーズに関して少しお話ししましたが、チーズは海外で乳価を対抗可能なレベルまで引き下げることが、チーズ向けの消費量はそんなに多くないので、可能なのではないかと思います。実際に、ニュージーランドに比べると、乳価だけでなく製造品自体が高いと思うのです。ですから、乳価を単純に向こうと同じにただけでは厳しいかもしれませんが、対抗可能かと思います。しかし、加工原料乳・バター・脱脂粉乳に関しては、一定の比率になりますので、ここは海外水準に合わせてしまうとブルー乳価が下がり過ぎて、北海道の酪農家にとってはちょっと厳しいのではないかと思います。でも、そのままにしておくことはあり得ないので、下げながら対応せざるを得ない形になるのではないかと思います。

市川：

荒木先生、よろしいですか。

荒木：

まず、2番目の質問ですけれども、清水池さんが出された試算ですね。そこに還元というか、そこが全然考慮されてないということがありまして、それで、私もちょっと危惧していたのですけれども、6月に某民放から取材を受けまして、かなりひどい取材だったのです。私の後に中原先生もコメントされたのですけれども、そこでちょっとしゃべらせていただいたのは、私は、16年前にニュージーランドに行ったときに、ニュージーランドはどのような戦略を持っていたかといいますと、「私どもは、バターと脱脂粉乳を持っていて、そこに風味をつけて牛乳と全く変わらないものをつくれます」ということも言っていました。

それで、某乳業メーカーの乳飲料ですね。先ほど、還元乳と言いましたが、還元乳には加工乳と乳飲料があります。加工乳は生乳を50%以上使うということで、乳飲料は生乳ではありません。その某乳業メーカーの乳飲料を飲みまして、味がよかったのですが、そこの消費者相談へ原料には何を使っていますかということでフリーダイヤルに電話をしたら、海外のグリーンチーズを使っていますということで、乳業メーカーはかなりそういう形で海外牛乳の対応、利用を考えていることがわかりました。ちょっとした補足の説明です。

2番目に、ニュージーランドに行ったときにも、ニュージーランドは好景気で、1割ぐらいの森林を伐採して、草地化している光景を見てきましたが、ニュージーランドはほぼ飽和状態になってきているのではないかとされています。

それで、もし日本がこういう乳製品を輸入した場合に、当然、国際価格は上がっていくだろうということで、そうすると、内外格差はもっと縮まっていくのではないかとということで質問をさせていただきます。

市川：

ありがとうございます。

この件に関して、質問とかご意見はございますでしょうか。

なければ、3点目ですが、黒柳先生から質問が来ております。一つは、TPP推進論には短期、長期に分けた対応策が必要と考えないのか、必要なら直接支払いは短期、構造改革は長期視点ということではないかというのが第1点です。

第2点目は、TPP推進には、前提を明示的に示す打ち出すべきではないか。例えば、このままの農政を続けても耕作放棄、担い手高齢化、離農が続くと見るということです。2番目に、農産物のコスト低下には、農業投入財産業のコストダウ

ンを大きく取り入れるべきだということです。3番目に、構造改革で参入企業には簡単に離脱しない措置をとるということです。

第3点目は、北の米、飲用乳の大規模化によるコストダウンは限定的と言われるが、断定は時期尚早で、もっと調査分析を急ぐべきではないか。また、コスト以外に安定性などの視点も必要ではないか。特に、備蓄も安定供給上必要ではないか。

第4点目は、こうした問題へのアプローチには部分的な均衡分析とあわせて、農・非農業、特に農業投入財、輸出、財政を取り込んだマクロモデル分析をいろいろとやって、TPP受け入れにはいかなる条件が必要か、逆に取り出すべきではないかということです。

1、2、4番はこちらのほうで検討するということで、3番のところの米と飲用乳の大規模化によるコストダウンをどういうふうに考えるかということ、平石さんと清水池さんに答えていただければと思います。

まず、平石さんからお願いします。

平石：

ありがとうございます。

コストダウンが限定的であるということについては、むしろ時期尚早なので、大分避けた表現でこう書いたと捉えていただいたらよろしいかと思います。もっとデータを積んでやっていく必要があるだろうというのは、そのとおりだと思います。

実際には、出していないデータも相当見ている中では少なくとも楽観的には落ちないということがあります。ただ、一番言いたかったことは、むしろ逆のことです。コストダウンが限定的になるということよりも、一つは、大規模化によるコストダウンに対して楽観的過ぎるところが問題なのです。もう一つは、1番の短期、長期の話にも

関係するのですが、農地の集積に対するコストに対する配慮が余りにないという長期の視点が欠けているところが二つ目の問題です。そのことを問題としてありますよと上げたと理解していただければと思います。

ご指摘のとおりですが、きょう、この中でコスト以外に安全性などの視点も含めるべきだという話があったのですが、きょうの段階でコストすら至っていない状況があるのです。経営費の分析と付加価値しかしておりませんので、当然、この後、生産物のコストの話も必要でしょうし、年次変動や安全性まで見込んでやっていく必要があるかと思います。まだまだやる必要があります。そのあたりは、楽しみに待っていただければと思います。

清水池：

続けてお答えいたします。ご質問をありがとうございました。

基本的には先生のおっしゃるとおりだと私も思います。飲用乳の大規模化によるコストダウンというのは、恐らく、生乳の価格を指しているということでよろしいでしょうか。生乳ではなくて牛乳と思うのですけれども、確かに、大規模工場をつくれればさらなるコストダウンは可能になると思います。余りはっきりわかりませんが、今回の試算でも、実は飲用向け乳価が現状で110円ぐらいですけれども、これが80円まで下がるという試算をしています。この試算のとおりだとすると、牛乳向けの乳価が30円下がりますので、単純に考えると牛乳の価格が30円下げることができるわけです。これによって一時的に需要がふえるかもしれませんが、牛乳の位置づけはスーパーでの安売り品なので、せっかくコストダウンをしても、全部、小売価格の引き下げにつながって、結局、メーカー側としても何のために大規模化したのかということにもなります。牛乳の市場の動

向を考えると、コストダウンは必要ですが、コストダウンベースで解決するのはちょっと難しいと思っております。

市川：

先に、黒柳先生のほうから今の件についてお願いします。

黒柳：

私が考えていたようなご回答いただきまして、ありがとうございます。

私が時期尚早と申し上げましたのは、こういう大規模化の例がこういう政策的な認識で政府が出されたり、自民党が出されたりして間もないこともあって、今までの政策の延長線上で大規模化が生まれているのではないか、それは危険であるだろうと思うのです。ですから、これが政策的ないろいろなサポートなり前提条件がどんどん出てくれば、それによる分析がまた必要ではないかという意味で申し上げました。それが一つです。また、この分析の中で重要だと思うのは、3番目ぐらいに申し上げたと思いますけれども、いわゆる農業の実態ばかりで、いわゆる農業のコストを規定する投入財の価格、資材の価格、いわゆる農業にしても、農機具にしても、今、機械化がどんどん進んでいるわけです。こちらに対する研究が必要ではないかと思います。もう少し非農業のほうที่揃えるべきだと思うのです。特に、TPPが行われるというのなら、それで投入財産業をどんどん輸出することによってコストを下げて、それで20%、30%資材産業が揃えば、消費者に対しても利得も行くでしょうし、農家にも非常に行くだろうというダイナミックな分析ができるだろうと思ったのです。

そういう事態をもう少し見守って、いわゆる断定しておられないようで、その点はよくわかるのですけれども、もう少し先のことも連動しながら、

そういうことにも言及していただいて、特に投入財産業に関して研究していただくことが大事ではないかと思って質問しました。

松木：

黒柳先生からの1点目、2点目、4点目に関して、座長で、というか設定した私の方からお答えします。

1点目のTPP推進論は、短・長期に分けて直接支払いは短期、構造改革は長期という視点ではないかということです。

黒柳：

それでいいのかということです。

松木：

それでいいのかということですが、違うだろうと思うのです。直接支払いは、例えば、農産物輸出で全部問題が解決するかのような捉え方をしないほうがいいと言っていましたけれども、直接支払いはかなり便利な道具として各国で使われています。ヨーロッパの場合は、輸出補助金を廃止して、内外の価格差を下げる。一方で、主要国の農業構造を基本的には固定して、ある程度構造改革が進んだというのは、例えば、東北大学の石井さんのフランスの分析等では進みますけれども、それが直接支払いの効果だけというよりは、やはり、日本と同じような担い手の高齢化などというものが大きいのだと思います。別に意図的に調整したわけではありません。アメリカの場合は、一旦、直接支払いをやりますけれども、また不足払い型に変わってきています。

とにかく、WTOでグリーンですから、直接支払いという形に制度を組み込んでいけば、農業保護の削減は避けられる。そういう意味で、直接支払い代替論というふうに私は提起させていただきましたけれども、それをやれば、外からも責めら

れない政策だから固定できるのです。だからいいですよという形であって、本間先生とか大泉先生とか山下先生が言われている成長産業化論とか成長路線でいうところの構造改革は、直接支払いは場合によっては使うけれども、本来はなくていいぐらいの話であって、必ずしも短期的な第1段階、第2段階と、手法としては使うのですけれども、直接支払い代替論と構造改革推進というものは時系列的な政策関係になっていないだろうと理解しています。

2点目は、TPP推進論には、前提を明示的に打ち出すべきではないかということです。まさにそのとおりです。それも整理して私のほうでご説明しなかったのが悪いと思うのですが、1点目の過去の農政ではだめなのではないか。耕作放棄地、高齢化、離農、こんなものではもうだめだと。生源寺先生もよく言われます。そこが本間先生や山下先生の主張の原点になっているというのは、まさにそのとおりだと思います。これまでの延長で果たして、特に、府県の農業を維持できるのか、大胆な構造改革が必要なのだろうということです。

2点目のコスト低減ですが、先ほど、先生からコメントがありましたが、投入財産業のコストダウンについては、本間先生と山下先生と議論されていないだろうと思います。現行の物財費を前提として、足りない分は直接支払いでやるという話になっている。これについて、初めて政策的に言及されたのは、6月の復興戦略だと思います。米の生産費を4割削減しますと60キロ当たり9,600円になります。現在は1万1,000ぐらいですから、届かないのです。そこで出てきているのは、関連産業の努力も含めてということで初めて言及されました。ただ、農水は、その点について農政なり農水がやってきたかということ、そうではなくて、韓国の肥料産業の分析の報告書が出ております。2倍のコスト差がどうかということです。こ

れをつくったのは経済産業省です。農林水産省ではありません。平成22年度の経済産業省の中小企業関係の特別調査で出てきています。

そういう状況ですので、関連産業を含めた投入財政も含めてどうやっているのかということはやっていないのだろうと思います。

その点は、まさに4点目で先生がご指摘になりました。こういう問題を見るときに、私は、そういうことはなかなかできないですが、日本は、結局、賃金水準が高いということと、要素価格が全般的に高い国ですから、肥料価格を下げていくとかという要素価格を下げていくときと、例えば、国境措置を撤廃するなり、あるいは、撤廃にしろなくても、例えば、課徴金みたいにかけているものをやめてしまって、砂糖の小売価格を下げてしましましょうという政策をとって、食料品が下がったときに、労賃のコストを下げられるのか、それが波及していったときに、全体に要素価格がどう下がっていくかという話は、個別にはできないので、やはり部分均衡を含めたマクロ的なモデルをきちんとつくって計算しなければいけないと思うのです。それらは、先生のお弟子さんの阿部先生にぜひ言っていただければと思っております。

まさに先生のご指摘のとおりで、この問題は、今日やったような議論でなくて、非農業も含めての財政の問題、租税負担とか、日本全体をマクロ経済として要素価格を下げていく、農業だけではなくて全産業の競争力強化というところに果たして行けるのかどうか。それは、社会保障費負担を抱えて、そこも賄いながら、さまざまな日本社会のあり方の前提も含めての議論なのかと思います。

貴重なご指摘をありがとうございました。

3点目の構造改革で参入企業に簡単には簡単に離脱できない措置をとるような前提を設けるべきだという意見についてです。これについては、構造改革特区で企業参入を認める、それをベースに

リース方式で企業が参入するというあたりから、やはり簡単に出ていかれては困るということで議論があります。今回、どこが出るかわかりませんが、産業競争力会議と規制改革会議の農業ワーキンググループの中で、方向性として企業の農地のリースではなくて、農地取得に道を開くべきではないかという議論が出てくるだろうと思います。

復興再建の前提となったところではその意見がかなり強く出ていましたので、そうなったときに、例えば、5年とか10年ぐらいで、今のリースはそのくらいです。そんなに長くないので、例えば、農業をやめて転用をさせていいのかという懸念は当然出てきます。これについては、離脱不可といいますか、一定の条件をつけるべきだろうという議論がなされているようです。

そういう意味では、先生はもう既にご指摘になっているように、いろいろな面で日本の農政の展開が、我々の議論もそうだったのですが、ちょっとおくらしているのかなと思います。そういうことでお許しいただければと思います。

座長の解題が不適切だからこういう指摘が出てきているのかなと思います。申しわけございません。

黒柳：

ちょっと一言だけよろしいですか。

本当は、議論を巻き起こすために、わざとこういうことを聞いたということを申し上げたいと思います。

こういうことがいい悪いは別として、TPPが導入されてきた場合はどうするのか。そうした場合には、皆、農家をやめる。その後はどうするのだということで、我々のように80歳を過ぎますと、先がないものですから、すぐに先のことを考えるのです。

今、個別農家で大規模経営をやって少し成功の兆しに見えるものもあります。単収を上げるとい

うのが一つです。それから、業務用というのは余りうまくいかないと思いますが、それも入れます。もう一つは、農協営はどうなのか。

4番目に、希望してくるのですから、企業の参入があった場合に、はみ出した農家で農業をやれない。しかしながら、どうもこういう条件のもとではできないという農家に対して、土地は企業に貸して地代収入を得る。それから、自分は普通一般にはサラリーマンですから、それと同じに考えれば、農家も、経営者であり、労働者であり、地主であり、それを労働者の労働を販売しながら、それから、土地は貸して地財収入を得る。そのほかに、いろいろな有価証券を初めとして資産所得、こういうものを得ることによって生きがいを感じるということになれば、そういう形も認められるのかどうか、あるいは認めざるを得ないのか、その辺の議論もしておく必要があるのではないかと思います。TPPのことを論ずるのであればということでございます。

松木：

ありがとうございます。

きょうの三つだけでは議論し切れない部分がありますので、とりあえず、企業形態であり方ということで、復興戦略の一番の特徴点は、担い手像として、法人経営を書き込みの筆頭にしたので、従来の家族型大規模経営でなくて、法人経営が一番最初に来ます。法人経営を育成することです。家族経営の位置づけが下がって、最後のほうに来ているのです。ひょっとしたら、相当変わるかもしれないことがあって、そういう議論をちょっと考えたのです。きょうは全部できませんので、それは別のところで、私が参加する研究会でもそういうことを何回もしておりますので、ちょっと宿題にさせていただいてよろしいですか。

市川：

そういう意味では、今の課題については、もうちょっと議論を深めるには、材料としてこれから検討するという宿題にさせていただきたいと思います。

質問票でいただいたのは以上の3点で、3人の先生方からいただいたものです。

フロアのほうで何か質問等ございましたらお願いします。

それでは、コメントでいただいたところで答えていただくのをお願いしたいと思います。

まず、平石さんにコメントがありましたけれども、直播等についてはどのように考えるかということも含めて、ちょっと今説明していただけますでしょうか。

平石：

今、水張りが全道として停滞している中で、新技術が着目されるけれども、直播だけではできないのではないかという話です。

二つ話があります。

一つは、水張りの維持ができるか、拡大ができるかというのは、生産調整の政策のありよう自体で、転作作物の収益移管の部分が結構大きいと思っています。特に、その中での位置づけだと思うのですが、その部分の産地資金・交付金の形でついて、生産調整も今の枠の中であれば、水張りを潜在的にできる余力があるということに水張りは行かないという風になかなか働きづらい状況になるのかどうかです。

二つ目は、現実の話として、良質米がとれるところでの大規模化として、そこでの水張り拡大がなかなか厳しくなってきたところを見たときに、大規模の課題というのは、結局、単に大きくなったので水張りが多くできない、だから省力技術だという見方は余りマッチしないと思います。技術の構造があって、経営組織があって、地

域の戦略、米戦略があって、施策の結果ということを見ていくと、直播はかなりリトマス試験紙的な性格があります。直播栽培を導入してコストを落とすというのは、単純に導入するとまず失敗するということです。ただ、ポイントは四つあって、今から言う四つはこの後の大規模化を進める上でクリアしていかなければいけない四つとまさに連合するのです。

1点目は、新技術を導入できる、あるいは、大型機械等を導入できるような必要な基盤、技術の効果を出せるような基盤をセットできるかということです。70年代につくった30アール、50アールという中型機械化体系から大型の体系ないし汎用田の体系に持っていく生産規模をつくり得るかということです。それが基盤の問題です。

2点目は、採用技術は中型機械化体系かなり柔軟性が高いので、新しい農機械を買わないでうまくいく体系だったのですが、今は、技術をどういうふうに経営の中まで組み込むかということまでやらなければいけないのです。直播を入れるということではなくて、直播を組み込んでどのように共通利用をするか、そこまでいかないとなかなか効果は出ないだろうと思います。

3点目は、技術を導入したときに、個別の段階で終わるのではなくて、新規の中での学習会なり作業系の共同利用という生産者組織のバックアップが必要になります。ソフトウェアというのが必要になってくるということです。

4点目は、直播に典型的にあらわれますが、生産物の取り扱いです。生産物の取り扱いの戦略がなければ、安い米がたきんできただけで終わってしまうので、技術を組み入れたとしてどうするかといった戦略が必要になってくるのです。直播に今言った4点、技術を導入する基盤、採用技術をどのように経営組織に組み込むか、三つ目が導入したのに対して生産者組織でどのように支えるか、四つ目が地域の戦略をどう組むのかという

のは、直播以外でも、北空知にあらわれる問題解決はそこまでやらなければいけないのだと思います。その意味で、直播はリトマス試験紙だと思っています。

市川：

ありがとうございます。

それから、清水池さんに対しても、先ほど返答もありましたけれども、引き続きあればお願いしたいと思います。

清水池：

飲用乳製品による還元乳のご指摘と、三つ目としてありました初妊牛の販売先の問題とか、糞尿処理の話とも私の報告に欠けていた内容でしたので、ご指摘いただきましてありがとうございます。

あと、加工原料乳のことですけれども、自分の試算を一部否定するようなことになるのですが、実は、9月でも加工原料乳が全く発生しないということはありせん。都府県でも1カ月で1万トンぐらゐは発生しているはずです。ですから、牛乳の需要量に対して数パーセント加工は必ず発生します。ですから、実際に発生する加工はもっと多くなると思われるということと、試算データは56万トンの需給調整できるかという、これも実際にできるかどうかは怪しいと思います。100万トンを切るとなかなかやりづらゐという話も聞いたことがあります。この辺は私も月単位で見えますけれども、実は、10日間とか、かなり短いタームでの需給調整の話になってきます。実際はたった50万トンで需給調整できるかという、難しい話なので、本当はもっと多くなければいけないという話になる可能性もあゐります。

市川：

引き続き、第3報告のところでもコメントがあ

りますが、小糸さんのほうで何かあればお願いします。

小糸：

特にないですけれども、基本的に賛成です。輸出に当たっての課題ということで、安全性というときに、HACCPやGAPといった認証も大切だと思います。

市川：

それぞれコメントをいただきましたけれども、小南さん、よろしいですか。

小南：

はい。

市川：

そうしましたら、今、それぞれ質問項目をいただきまして、コメントの返答をさせていただきました。再度、ご質問やご意見等がありましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

フロア：

TPPの議題は、中央の段階では半ば取り上げられない非常に不可思議な中央の動きがあります。せっかく農協中央会のほうから小南さんが来られていますので、ご質問をしたいと思っています。

どうも農協のTPPに反対に迫力がないんですね。なぜかといいますと、もう既に大量の穀物を無税で入れて、市場穀物を利用されているわけです。ですから、今までの意見は、関税ゼロの恩恵を酪農家は受けていたということで、こういう加工型の酪農に関しては、私ども研究者の立場としては反対してきています。特に、私は、以前は試験場の研究員をやっておりましたので、農家経営の改善という立場から穀物他給する農家で、大規

模でおかしくなっている農家を随分散見しました。

ところが、農協組織は、輸入穀物を使った酪農を推進されてきました。その結果、今、大規模層ほど輸入穀物をたくさん使って非常に危機的な状況になっているのが現状です。

ということで、言ってみれば、農協が商社化してきているのではないかという批判もあるわけです。そういう中で、餌が高騰しており、TPPで関税問題が出てきている中で、農協組織としては、これまでの輸入穀物に依存した酪農、市場穀物を大量に使う酪農、それを営業方針とされている、そういった営業の方針を変える考えはあるのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

小南：

非常に難しいご質問ありがとうございます。

営業方針以前に、J Aグループの使命としては、皆さんの営農と生活を守る、酪農家であれば酪農家の経営を守るとというのが組織の目的の一つであります。そういった中で、これまでの北海道の歴史の中で、そういった視点でいろいろな事業を展開してきたつもりです。

ただ、今、先生からご指摘がありましたとおり、言ってみれば、購入飼料が中心の酪農経営スタイルが進んでいる一方で、自給飼料といいますか、土地生産基盤に立脚した酪農の生産をどのようにしてきたのかという部分もあるかと思えます。そこは、今の飼料価格の動向等も踏まえて、自給飼料をしっかりつくっていくという対応等もしているつもりです。営業ベースで全て物事を捉えたと、我々としても、そこは誤解を払拭していきたいと考えているところでございます。

清水（中央会）：

どうもありがとうございました。

今の件は、購入した餌が安かったから、経済的にやってこられたのは事実です。ただ、これだけ餌が高騰している中で、経済的にも、先生がおっしゃったように、使っている大規模農家は、先ほど酪農家で規模が大きくなればコストが安くなるのではないかという意見がありましたが、それは違います。先生がおっしゃったように、そういう面では大規模農家ほど経営不振という状況です。

もう一つは、農協としても餌を売っていかないと経営が成り立たないのではないかというご指摘です。組合員がどんどん離農していく中では、そういうことは言っていられないということで、今、小南部長が言ったとおり、自給飼料をいかに利用していくかというところに力点をえています。一番大事なものは、餌設計をしながらどうやって自給飼料をうまく活用していくのかという観点から、技術指導に力を入れたり、ほかのほうも自給飼料を活用するための事業を取り入れておりますので、先生がご指摘いただいた心配事は私どもも共通して考えております。そういう意味では、やっているということでございます。

まだ足りない場合は、先生と一緒に、研究者の方々と一緒に自給飼料をどんどん使っていくこと、それから、循環農業は非常に大事だと考えております。そういう面でご協力いただきながら、対応していきたいと考えております。

私は、中央会の農業対策部で酪農をやっておりますので、言わせていただきました。失礼いたします。

市川：

どうもありがとうございます。

清水池さんのほうからお願いします。

清水池：

コメントを求められたのでコメントしますが、私も基本的には、購入飼料依存というか、購入飼

料が波及してきたというのは経済合理性があったのですけれども、今見てみると、環境面もありますけれども、なかなか難しいところに来ているのはそのとおりで、自給飼料生産をふやしていかなければいけないというのは、そのとおりだと思います。

ちょっと違う角度からですが、そういう面で今の制度がふさわしいかという、酪農関係の政策というのは、米や畑作が変わっているにもかかわらず、酪農関係はほとんど何も変わっていないわけです。その中で言うと、配合飼料の価格安定基金という制度があります。高騰した場合、補填金が出て、酪農家の負担が減るという制度がありますけれども、やはり、現時点では必要な制度だとよく聞いたりするのですが、行く行くは廃止すべき制度ではないかと私は思っています。

要するに、生産コストが上がったものを補填するというのは必ず必要な制度ですけれども、配合飼料の場合は、あるいは配合飼料をたくさん使っている人が得をする制度なのです。それは、自給飼料生産に誘導していく場合でも、直ちに廃止しろというわけではないですが、行く行くは酪農側の所得補償制度に価格安定基金の制度を統合していくという考え方ですが、私は、政策面ではそういう考え方もあるのではないかと考えております。

市川：

ほかに質問やご意見等はありませんか。

松木：

それでは、私から質問させていただきます。

宮田主幹に、北海道がどういう政策を求めているかということで、非常に詳細な資料を提出していただきました。

こういうものは、私たちは、北海道を研究しているながら、なかなか目配せして、国の予算などは

よく見るのですけれども、北海道の農業関係の予算はどうなっているか、どういう政策になっているのか、きちんと目配せしていなかったと反省しております。

府県とは違うのだという問題です。例えば、農地流動で売買流動が中心であるとか、主業農家などですね。そういう中で、主業農家が少なく、例えば、農地移動という、リースしたいという府県農業をベースにつくられてくる政策、あるいは、つくられようとしている政策で、北海道から見えていずいというか、ここでは北海道は別に考えてもらわなければいけないというところがあれば、そこをもう少し詳しく教えていただきたいのです。

宮田：

先ほど、北海道特有の特徴として、農地の移動については半分が売買で移動しています。一方、府県というのは、地主が土地を手放さなくて、自分で使いたくないのだけれども、手放さないということで、売買の動きはせいぜい17%程度です。今、農地の中間管理機構ですね。一回農地を抱いて、必要な基盤整備をしながら誰かに貸すという農地を抱く組織があります。北海道でいえば旧農業開発公社がそれを担うことになります。そのときに、今の中間管理機構の形であれば、最終的にずっと公社が抱き放しという感じになると思います。

一方で、借りている人が買いたいという希望があれば、その後、売り渡してくれるような仕組みが、この後、中間管理機構については中身が検討されますが、そうしたルールが必要ではないかということです。その辺は、中に入れてもらわなければ、北海道にはなかなか上がってこないと思います。

それから、先ほど基盤整備のお話もしました。基盤整備のルールは、北海道の場合、水田の大区

画化ですね。1ヘクタール以上の水田は道内で15%程度しかありません。大区画をするに当たっては、工事の施工期間を確保しなければならないのですが、夏の工事のできる間は、実際に田んぼに植わっていますので、工事する期間がありません。一旦、作付けをとめて、それでも一定程度の所得が確保されるような仕組みも必要ということで、大区画化等を加速化するための通年施工に対する支援も要望してきています。まだ中身の詳細はわかりませんが、その部分は事業として組まれる見込みになっております。

ほかにもありますけれども、一応、そういうことです。

市川：

どうもありがとうございました。

もうご意見がなければ、ここで報告者のほうから、今討論したものについてのご意見をいただいて、簡単なまとめをさせていただきたいと思っております。

それでは、平石さんから順番にお願いします。

平石：

うまく言えるかなというところがありました。自分の意見のところもあるのですが、基本的に、政策というのは、一定の理念に基づいて、それを達成するためにどういうことをやるかという施策を見せてシグナルを出すものだと思うのです。例えば、構造政策にしてもそういう性格があるべきですが、今回、大テーマのもとでT P P 論議等の話をしているときに、最終的に着陸する姿が余りよくわからないということがあります。例えば、こういったものを国としてつくるのか。

要するに、さきの黒柳先生の直接支払いの話で、短期、長期とあるのですが、例えば、今、畑作品目で麦とか大豆であれ、ビートであれ、国から支援を受けているというのは、これだけの数量

をこれぐらいのコストでつくるという方針があって、それをミッションとして農家がやる上で補填をする、だから生産量はこれだけという考え方があるのです。あるいは、さきの清水部長のお話で、自給飼料ベースでやるという方向とすれば、それをシグナルとしてコストが上がるのを補填すべきなのです。そういった方向があって初めて議論ができるのですけれども、今回のものをいろいろ見たときに、方向はよくわからないけれども、こいつは上げるのが正しい、多分上がるからというぐらいの感じで進んでいるような気がしてしまうというのが私の印象です。

今の中で、40%のコストカットを目標とするならば、それでスタートしても構わないのです。それであれば、現状としてどれぐらいのコスト削減がどこでということを精査した上で目標を設定し、その中で短期目標と中長期の構造政策を打つべきです。どうしても、その部分で階段がかなり抜けている気がしています。

今回、私自身が整理したものは、ちょうど規模拡大やってどうだろうかという調査をしていたので、それを組みかえたもので、非常に身近な部分があります。ただ、この程度のデータすら出ていないのが現状です。

これは、生産の部分だけではないと思います。今回、清水池さんがやったことにしても、いろいろな試算にしても、実はもう少し積み上げていかなければいけないことがあるのではないかということの証左だったと思うのですが、そういうところはやる必要があると思いました。

感想です。

清水池：

今回与えられたテーマは、最初は自分にできるかなということだったのですが、T P P に関することは、酪農の分野に限っても影響が大きいという試算がたくさん出ておりました。ただ、前提条

件などを見ると、本当にそうなのだろうかと思ってもやもやしていたので、自分なりの方法で試算をしたところ、試算の内容等は出てきた内容に差があって驚いたところです。

政府の試算でも、生クリームと飲用は残るという前提で試算していても、北海道が供給できる生乳の量は限られますので、それで他府県の生乳は大部分が置きかえられると、物理的に単純な足し算でわかるような話なのですが、それが前提としてまかり通っていることには正直に言って驚きました。

T P Pによってどうなるのかということも私自身もよくわからない状況ですが、先ほど、平石さんがおっしゃっていましたけれども、政策の方向がどこを向いているのかよくわからないというのは、酪農に関してもそうなのです。どうしたいのかということですね。特に、北海道の飲用乳の特化の話は、北海道に集約化するという話だと思うのです。北海道の酪農も大事ですが、他府県の酪農は非常に重要な役割を果たしています。離農跡地の受け取りとか、ツーリズムとか、教育面でも非常に大きな役割を果たしています。

ですから、今後の酪農のあり方というのは、先ほど言ったこととちょっと矛盾するかもしれませんが、私自身は、いろいろな形の酪農家があつていいのではないかと思うのです。配合飼料だけの酪農家がいてもいいと思います。都府県がそれではできないという場合もあると思います。ですから、多様な形態の酪農家が全国各地で残っていけるような政策の仕組みをつくるというのは、これから先、求められるのではないかと思います。

ですから、全国一律の所得補償政策をつくると、条件が不利な地域の酪農家はどんどんなくなっていくから、やはり、地域ごとに発動条件の異なるような所得補償の制度をつくっていくべきではないかと最近では思っています。

小糸：

私からは、最初に中原先生は必死に僕を助けてくれるために質問をしてくれたのかなと思っていました。

おっしゃっているように、北海道だけでなく、日本の農業が不利だということはもちろん重要かもしれませんが、不利だけではなくて、いいところがあったほうがいいと思います。つまり、輸出という面でも、余り希望的なことばかりではいけないと思うのですが、一つの選択肢としてあるのだというのは非常に重要なのかと感じております。

それで、その中で、輸出の中では、どうも完全な加工ではなくて、素材型の加工だということで述べられているのを見ますと、やはり、農家だけでなく、そこにかかわるような食品関連の産業なりがきつとつながっていかないと、輸出という話はなかなか大変なのだろうと感じながら報告させていただきました。

清聴していただいて、どうもありがとうございました。

市川：

以上、3人の報告者と2人のコメンターでディスカッションを行ってまいりました。とりわけ、T P Pによって北海道の農業がどうなるかということを中心的なテーマで議論をさせてもらいました。

座長から提起しましたT P Pの賛成論というか、国際競争力のある農業をつくることによってT P Pに対抗できるのではないかという提案と、直接支払い代替をすることによってT P Pの対応についても何とか展開できるかなということで、平石さんからは、本当に北海道の水田農業は規模拡大が可能かどうかという議論を提案していただきました。お聞きのとおり、規模拡大で進めていくにしても、どうも20ヘクタールぐらいが限界で

はないかということです。労働力や基盤整備の面を含めまして展開が容易でないという議論をさせていただきました。これもフロアからご質問がありましたけれども、生産コストから考えても、必ずしも20ヘクタールを超えたから生産コストがどんどん下がって競争力のある農業になるかどうかという点では疑問があり、必ずしもそうはならないのではないかということです。それから、直播等についても、今の段階では、即、体系の中に入り込むことができるかどうかということも提起させていただきました、議論できたと思います。

それから、酪農についても、従来、議論になっていましたように、下手をすると南北戦争のようなことになりはしないかも含めまして、我々のほうで議論しました。今、提起したとおり、酪農は、従来考えていたように、試算では都府県は乳業、牛乳関係は加工を含め非常に大打撃を受けるというようなことを考えておりました。北海道からその府県のほうに移入していくという点でも、相当たくさんの課題があります。必ずしも安定的にできるかどうかかわからないということと同時に、従来、提案されていたようなクリーム関係を含めまして、残るところもかなり突っ込んで整理した段階ではあるのではないかということです。これは、必ずしも北海道の酪農が都府県を補完していくということにはどうもならない。それから、これによって北海道の酪農経営が安定するかどうかという点では、必ずしも安定しないのではないかということが報告されたと思います。

それから、小糸報告では、これまでの輸出の中で現状把握をしていただいて、北海道の輸出が今後伸びていくという点では、必ずしもTPPだけの問題ではなくて、簡単ではないというお話をさせていただきました。そうはいっても、TPP自体は進んでいるわけですので、とりわけ最後に発言があったように、政策的な目標が明確ではないのです。なおかつ、それに対応するような施策も明

確になっていない段階で、必ずしもTPPを総合的に検討するという段階で把握し得ないところがたくさんあることから考えますと、今後、まだ十分検討していかないと、すぐに協定に参加していくことによって北海道農業への影響は絶大なのではないかと思っています。

いろいろな点で不明確なところがありますので、さらに検討していかなければならないということが議論になったのではないかと思います。

そういう意味では、学会の皆さんとともに総合的な検討もしないと結論的なことは十分言えないわけですが、そういう中でほとんど進んでいくことについて、情報をきちんと公開しながら検討していかなければならないと思っています。

きょうの総合討論はこれで終わりたいと思います。

長い間のご清聴をありがとうございました。
(拍手)

以 上

[付記] 2013年の北海道農業経済学会大会シンポジウムでの3名の報告と2名のコメントと総合討論の2年後、2015年10月5日にTPPの大筋合意が国会決議の5品目の非自由化を崩す内容で行われた。その秘密裡に進められてきた合意内容が明確になるにつれて、日本・北海道農業に大きなダメージを与えかねないものになっていることが明らかになっている。このことは、東大大学院教授の鈴木宣弘氏の試算によれば、「農林水産物の被害額で直接わかるだけで1兆円を超える」。「関連産業を考えるとさらに被害額は大きくなる」といわれることに示される。今後、この内容での批准が進むことになる公算が大きい。しかし、仮に、この批准が行われたとしても、今後の日本・北海道農業への悪影響などの問題と課題の解明に、ここで議論したことが生かされることを期待したい。